

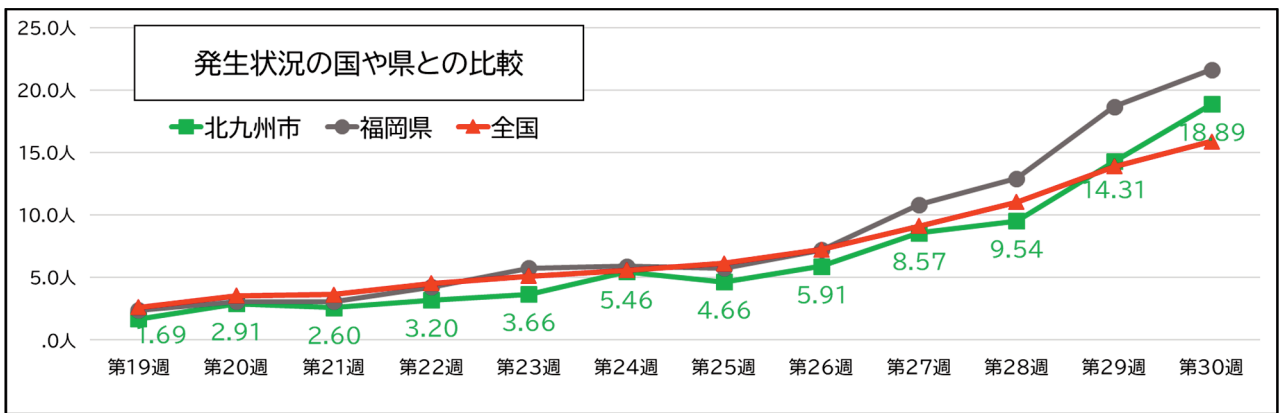
北九州市における新型コロナウイルス感染症の対応状況について

1 市内の発生状況

(5/8以降の北九州市内の発生状況の推移)

時点	第19週	第20週	第21週	第22週	第23週	第24週	第25週	第26週	第27週	第28週	第29週	第30週
指標	5/8～	5/15～	5/22～	5/29～	6/5～	6/12～	6/19～	6/26～	7/3～	7/10～	7/17～	7/24～
報告数(人)	59	102	91	112	128	191	163	207	300	334	501	661
定点あたり(人)	1.69	2.91	2.60	3.20	3.66	5.46	4.66	5.91	8.57	9.54	14.31	18.89
定点あたり(前週比,%)	—	+72.2%	▲10.7%	+23.1%	+14.4%	+49.2%	▲14.7%	+26.8%	+45.0%	+11.3%	+50.0%	+32.0%

※市内35か所の「定点医療機関」からの報告値



2 市内確保病床の使用率(毎週金曜日時点)

時点	第19週	第20週	第21週	第22週	第23週	第24週	第25週	第26週	第27週	第28週	第29週	第30週
指標	5/8～	5/15～	5/22～	5/29～	6/5～	6/12～	6/19～	6/26～	7/3～	7/10～	7/17～	7/24～
入院者数(人)	16	22	42	52	58	53	45	58	65	87	120	154
確保病床使用率(%)	5.9%	8.1%	15.6%	19.3%	21.5%	19.6%	16.7%	21.5%	24.1%	32.2%	44.4%	57.0%
病床使用前週比(%)	—	+2.2%	+7.5%	+3.7%	+2.2%	▲1.9%	▲2.9%	+4.8%	+2.6%	+8.1%	+12.2%	+12.6%

※確保病床使用率は、市内の確保病床数(270床)を分母として算出

3 本市の対応状況

(1) 病床確保・円滑な入院の調整について

- ・ 旅行や帰省等により人と人との接触が多くなる一方、医療機関の診療体制が縮小するお盆時期を前に、予め入院受け入れ態勢の強化を図ることを目的に、福岡県が、7月28日から、病床確保計画の段階をフェーズ2からフェーズ5へ引き上げた。これに伴い、
  - ⇒ 重点医療機関など、医療機関ごとの役割の明確化について、市内医療機関へ周知する。
  - ⇒ 保健所が、病院間の入院調整を支援する。

(2) お盆期間中の診療・検査体制について

- ・ 外来対応医療機関 市内406箇所(R5.7/31時点) ※福岡県ホームページより
- ・ お盆の期間中は、医療機関(10～20箇所)と夜間・休日急患センター(2箇所)が開診する。  
※8/12(土)の午前中は約80医療機関が開診する。

## 「(仮称)北九州市感染症予防計画」の策定について

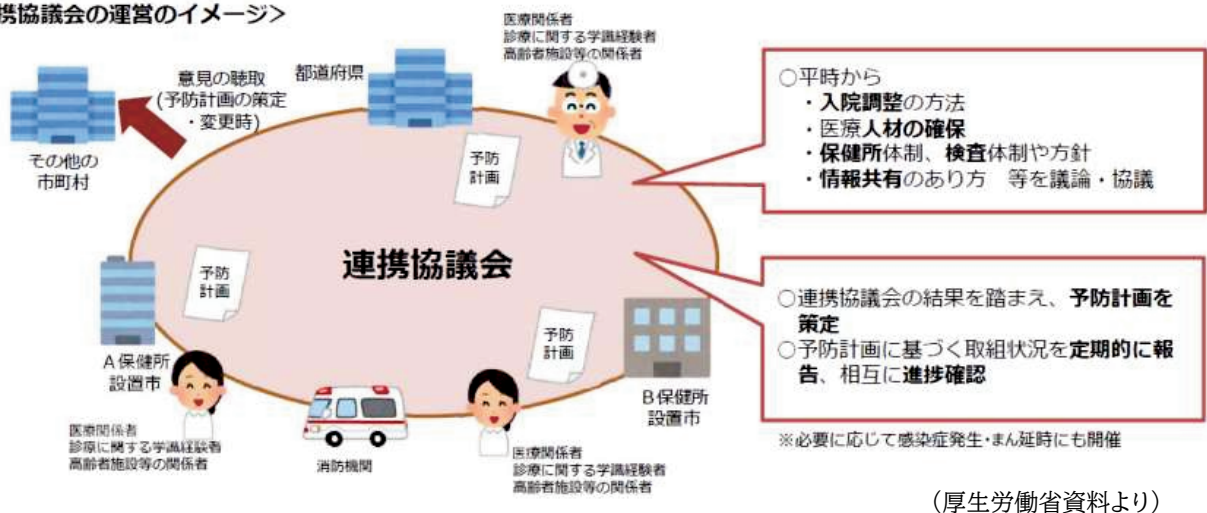
### 1 概要

次の感染症危機に備え、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。))が令和4年12月に改正された。この中では、感染症予防計画(以下、「予防計画」という。))について、今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、これまでの都道府県に加え、保健所設置市においても、策定が新たに義務付けられた。

また、この予防計画には、確実な医療提供体制の確保等のための数値目標を盛り込むこととされており、保健所設置市は、都道府県が策定する予防計画に即して、計画を策定することとされている。

福岡県では、予防計画の改定にあたって、県医師会、指定医療機関、学識経験者、消防機関、保健所設置市、福岡県で構成される「福岡県感染症対策連携協議会(以下、「協議会」という。))」にて議論されており、本市においても当協議会での結果を踏まえ、作成することとしている。

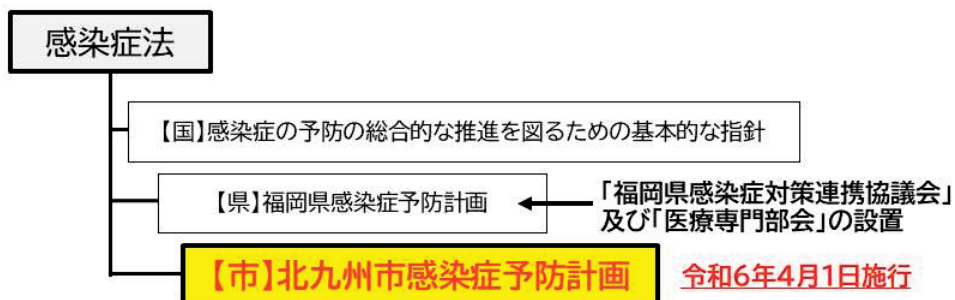
#### <連携協議会の運営のイメージ>



### 2 計画の位置付け 「法定計画」として策定する。

#### 【感染症法第10条第14項】

保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。



### 3 予防計画に定める主な項目

(○:必須項目 -:任意項目)

	項目	県	市	主な内容
1	感染症の発生予防及びまん延の防止のための施策	○	○	・感染症の発生状況等の必要な情報を公表 ・積極的疫学調査による流行状況の把握 ・国や県等との連携体制の構築
2	感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究	○	-	・感染症及び病原体等に関する科学的な知見に基づく調査・研究、情報収集
3	検査の実施体制及び検査能力の向上	○	○	・地方衛生研究所における数値目標(検査能力・設備数)の設定
4	医療提供体制の確保	○	○	・県と医療機関等における医療措置協定(病床確保等)の締結 ・県全体における数値目標(病床確保・発熱外来・自宅療養者への医療の提供・後方支援・人材派遣・个人防护具(PPE)の確保・検査能力・検査設備)の設定
5	患者移送体制の確保	○	○	・新興感染症発生時における移送体制
6	宿泊療養施設の確保	○	-	・県全体における数値目標(確保居室数)の設定
7	外出自粛対象者等の環境整備	○	○	・健康観察の体制整備 ・高齢者施設等との連携体制(施設内のまん延防止)
8	総合調整及び指示の方針に関する事項	○	-	・福岡県感染症対策連携協議会の設置及び連携 ・都道府県知事による保健所設置市の長等に対する総合調整・指示
9	感染症に関する啓発・知識の普及、患者等の人権の尊重	○	-	・患者等への差別や偏見の排除及び正しい知識の定着
10	人材の養成及び資質の向上	○	○	・数値目標(職員等の研修・訓練)の設定 ・即応人材の育成及び実践型訓練の実施
11	保健所体制の確保	○	○	・最大業務量を見込んだ人員(保健所職員、外部からの要員等)の確保 ・保健所における ICT 化の推進や外部委託等の活用

### 4 今後のスケジュール(予定)

- ・令和5年 9 月 福岡県感染症対策連携協議会(医療専門部会)の開催  
(以後、継続して開催)
- ・令和5年 11 月～12月 常任委員会報告(計画素案)
- ・令和5年 12 月～1 月 パブリックコメントの実施
- ・令和6年 2 月 常任委員会報告(パブコメ結果・計画最終案)
- ・令和6年 4 月 計画の策定

## **(参考) その他関連計画について**

令和4年12月に改正された地域保健法に基づく国の基本指針において、保健所及び地方衛生研究所(保健環境研究所)は、予防計画との整合性を確保しながら、「健康危機対処計画」を策定することとされている。

### **(1) 保健所における「健康危機対処計画」**

健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、感染症等の健康危機発生時の速やかな体制の移行(外部人材を含めた動員体制)のほか、平時からの業務の効率化(ICT化、アウトソーシング等)の検討や人材育成、関係機関との連携等について定めるもの。

### **(2) 地方衛生研究所(保健環境研究所)における「健康危機対処計画」**

平時より、保健環境研究所における検査実施体制の整備や人材育成、関係機関との連携強化等について計画的に定める。